



—北アフリカ地域ニュース—

エジプト：憲法宣言をめぐる動き

(24～27日現地各紙)

24～27日付現地各紙は、憲法改正国民投票の結果を受け、憲法宣言発出に関する軍最高会議他の動向について報じている。

1. 憲法宣言の概要予想

- (1) 23日、国軍最高会議は、今後の移行期間の政権運営のための憲法宣言を発出することを決定。この憲法宣言は、憲法の一般原則に加えて、憲法改正国民投票によって承認された8条文を含む約36条文から構成され、議会選挙・大統領選挙が完了するための暫定的なものであり、新憲法制定までのロードマップを規定するものとなる見込み。
- (2) 24日、ヤヒヤー・エルガマル副首相は、憲法宣言について以下のように述べた。
 - ・国軍最高会議が発出する憲法宣言は、権力移行期間の最終期に新憲法が施行されるまで国政を規定するものとなる。
 - ・この憲法宣言は、法律改正のためのメカニズムを含み、また、思想信条の自由や防衛権などの超憲法的権利を含む。
- (3) 24日、ソブヒー・サーレハ改憲委員会委員は、以下の通り述べた。
 - ・憲法宣言は、どの国の憲法にも共通する基本原則を含むものとなる。具体的には、権利と自由の章、法の支配の章、司法権の章の他、人民議会・シューラー評議会・地方評議会に関する章、執行権と立法権の関係について規定する章などが含まれるだろう。

2. 憲法宣言の発出遅延

- (1) 24日付現地各紙報道では、憲法宣言が数時間以内に発出される見込みとされていた。しかし、国軍最高会議は、憲法宣言の全ての条文について、各方面からの反論を避けるために慎重な審議を行っていることから、宣言の発出が遅れているようである。
- (2) 27日付報道によれば、全ての政治勢力および宗教勢力からの合意を得た上で憲法宣言を発出するため、国軍最高会議からの宣言の発出が遅れている。国軍最高会議は既に、改憲委員会に対して、憲法改正国民投票によって改正が承認された条文を（条文番号を振りなおすなど）宣言の形式に合わせるように依頼した。また、改憲委員会は、会合を開き憲法宣言のための一般原則などを草案し、国軍最高会議はこれを検討するための複数の委員会を設置し、審議中である。
- (3) なお、27日付独立系アルマスリ・アルヨウム紙は、国軍最高会議内では、新憲法の制

定を待ち、2012年6月末まで大統領選挙を延期させることについて議論がなされていると報じ、憲法宣言の発出が遅れている原因の一つと関連付けた。他方で、27日付独立系シュルーク紙報道によれば、マムドゥーフ・シャヒーン国防相憲法・司法担当補佐官（国軍最高会議メンバー）は、国軍最高会議内での対立が憲法宣言発出遅延の原因であるとする一部報道を否定し、また、2012年6月まで大統領選挙を延期させる意図が存在するとされる点についても否定した（注：人民議会選挙の2011年9月実施については議論なし）。